

第2編

健康で笑顔あふれる、 ふれあい、支えあいのまち

互いに人権を尊重し、平和で心豊かに暮らせる社会の実現と、誰もが住み慣れた地域でともに支えあい、生き生きと安心して暮らせる地域福祉の向上を目指したまちづくりをすすめます。

また、市民が生涯を通じて健康を維持・増進できるよう、保健・医療・福祉施策の充実に努めます。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第2編の内容

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進

第1節（施策08） 一人ひとりが尊重される地域社会の構築

第2節（施策09） 暮らしの相談・支援の充実

第3節（施策10） 社会保障制度の適正な運用

第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

第1節（施策11） 人とひととが支えあう地域福祉の推進

第2節（施策12） 障害者への支援

第3節（施策13） 高齢者への支援

第3章 保健医療の充実

第1節（施策14） 健康の維持・増進

第2節（施策15） 保健衛生の充実

第3節（施策16） 地域医療の充実

一人ひとりが尊重される地域社会の構築

目指す姿

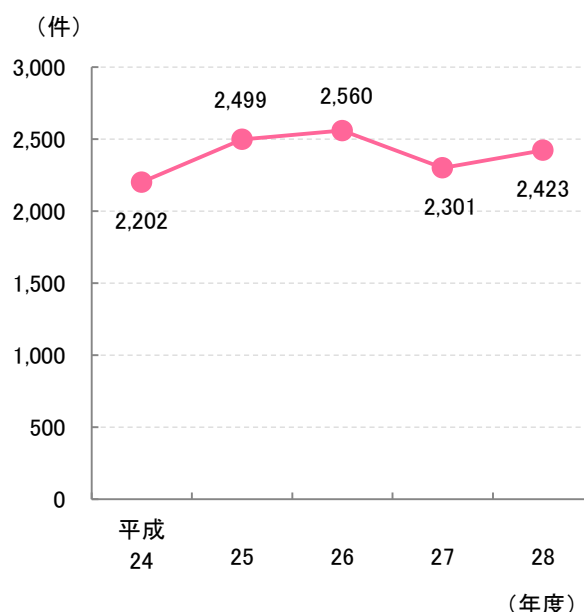
平和の大切さや尊さが継承され、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、社会の一員としてあらゆることに参加でき、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 戦争の悲惨さを風化させないために、平和の大切さや尊さを次の世代へ継承していくことが必要です。
- 誰もが心豊かに暮らすためには、人権尊重や権利擁護の意識が広く浸透し、様々な差別や偏見がなくなることが大切です。
- 男女共同参画社会の推進については、啓発活動などにより認識はすすんでいます。性別による固定的役割分担意識は依然として社会に残っています。
- 人口減少社会において、社会の活力を維持していくためには個々の能力が十分に発揮できる社会が不可欠であり、あらゆる分野における女性の活躍が求められています。
- 仕事や家庭、地域などへのかかわりが多様化する中で、長時間労働の是正やワークライフバランスを推進するなど、誰もが仕事と仕事以外の生活のそれぞれの分野にバランスよく携われることが必要です。
- 暴力は性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者やパートナー等からの暴力（DV）の根絶に向けた取組が必要です。

データ

男女共同参画センターにおける女性のための相談件数



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、
男女が共に生きるまち八王子プラン
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 市内3会場で平和展を開催
- 人権相談を実施
- 男女が共に考え自立を目指すための講座を開催
- 女と男のいきいきフォーラム八王子を開催
- DV相談、DV被害者自立支援講座を実施

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 平和・人権意識の醸成

- 世界連邦平和都市宣言・八王子市非核平和都市宣言に基づき、平和展などを通じて恒久平和の大切さや尊さを次世代へ継承していけるよう、平和首長会議の加盟自治体として、平和行政を推進していきます。
- 基本的人権の意識を普及するための啓発活動をすすめます。

2 誰もが平等に安心して暮らせる社会の推進

- 誰もが互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持って共に安心して暮らすことができる社会の推進に向け、啓発活動をすすめます。
- 認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない人の権利が守られ、地域で安心して生活できるよう支援を行います。

3 男女共同参画社会の推進

- 男女が互いに尊重し合い、ともに個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の推進に向け、啓発活動を積極的に行うとともに、あらゆる分野において男女が参画しやすい環境づくりをすすめます。
- 男女がともに多様な生き方を選択でき、仕事も生活も充実できるよう「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現に向けた取組を行います。
- 配偶者やパートナー等からの暴力（DV）について、社会的な理解を深めるとともに、関係機関との連携を強化することで適切に被害者を支援します。



行政の役割

- ◇ 平和について学ぶ機会の提供
- ◇ 誰もが基本的な人権を尊重され平等に暮らせる環境づくり
- ◇ 男女がともに社会に参画できる意識啓発と環境づくり
- ◇ ワークライフバランスの推進



市民への期待

- ◇ 平和の大切さを忘れない
- ◇ 個人を尊重し相手の立場になって人と接する
- ◇ 仕事と家庭の時間・自分の時間のバランスを保つ
- ◇ 雇用や登用における男女差解消を推進する（事業者）

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
平和に関する事業への参加者数	6,090 人/年 (平成 24 年度)	6,492 人/年 (平成 28 年度)	10,000 人/年
仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現している市民の割合	17.8% (平成 24 年度)	39.3% (平成 28 年度)	43%

平和に対する意識の度合いをはかる指標です。平和の大切さや尊さを継承するための事業への参加者数の増加を目指します。

ワークライフバランス推進の度合いをはかる指標です。生活の中で仕事や子育て、介護、地域活動などの優先度が本人の希望と一致している市民の増加を目指します。

暮らしの相談・支援の充実

目指す姿

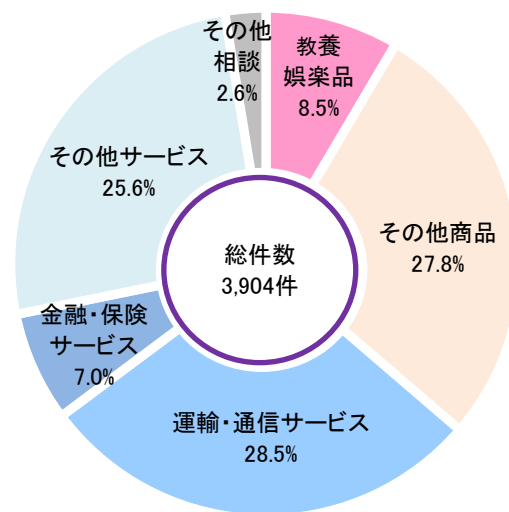
消費生活・法律・福祉などの市民の日常生活における相談体制や支援が充実し、誰にでも分かりやすい情報が適切に提供され、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 日常生活における問題や悩みが多様化・複雑化しています。スムーズな解決をはかるため、専門機関と連携した取組が必要です。
- 生活困窮者の自立相談支援の取組をすすめています。引き続き、支援が必要な方をしっかりと相談につなげる仕組みづくりや、支援の充実が必要です。あわせて、生活困窮世帯の子どもたちの将来の自立に向けた支援が重要です。
- 高齢者、障害者、児童等の各分野では、ダブルケアや老老介護といった課題が複合化・複雑化しているケースや、制度の狭間にあるケース、支援を必要としていても自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立するケースなどの新たな課題が顕在化してきています。
- ICT化の推進は利便性が向上する一方で、情報の取得方法や発信方法が複雑化しています。高齢者や障害者などが、情報を活用したり発信することが容易にできる環境を整えていく必要があります。
- 商品・サービスの取引形態がますます多様化・複雑化する中で、消費者の知識が追いつかず、契約内容を正確に把握できないことなどで被害に遭うリスクが高まっています。自らトラブルを回避・対処する力を持つ自立した消費者となる意識を醸成することが必要です。
- 私たち一人ひとりの消費行動が、社会や環境に影響を及ぼすことを自覚し、よりよい社会の発展に積極的に関与することができる消費者を育てることが必要です。
- 定住者や留学生の増加により様々な国籍等の外国人市民が増えています。日本語によるコミュニケーションがうまくいかないことや生活習慣の違いなどにより、外国人市民が日常生活に困難さを感じている場合があります。地域社会の一員である外国人市民への支援を充実させていく必要があります。

データ

■消費者相談の内容内訳（平成28年度）



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、消費生活基本計画、消費者教育推進計画、情報化計画、多文化共生推進プラン（改定版）、消費生活条例 など

5か年（平成25～29年度）の主な取組

- 生活困窮者への自立相談支援・家計相談支援及び、生活困窮世帯の子どもへ学習支援・訪問支援を開始
- 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅情報を登録・公開
- 居住支援協力店を登録・公開
- 消費者教育として高齢者見守り講座及び大学教職員向け研修を開催
- 外国人市民への支援として在住外国人サポートデスクで相談を実施

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 暮らしの相談・支援の充実

- 専門機関と連携し、日常生活における問題や悩みなどについて身近で相談できる体制の充実に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、生活困窮者の早期発見と包括的な支援の充実に努めます。また、生活困窮世帯の子どもたちの将来の自立に向け、学習支援や生活支援を行います。
- 市営斎場や霊園について、少子・高齢化など社会状況の変化に対応した運営を行います。
- 複合化・複雑化した相談を包括的に受け止める相談支援体制の整備に努めます。

2 誰にでも分かりやすい情報提供

- 高齢者や障害者などに配慮しながら、誰にでも等しく分かりやすい情報環境を整えます。

3 安全・安心な消費生活の推進

- 安心できる消費環境の整備をすすめるため、地域の多様な機関・団体との連携を強化し、地域で支えあうことができるネットワークづくりをすすめるとともに、消費者に有益な情報提供や、事業者との連携のもと適正表示、適正取引の確保に取り組みます。
- 幼児期から高齢期までのライフステージに応じた効果的な消費者教育が体系的に行われるよう、学習機会の提供とともに、その担い手の育成や教育資材の開発・活用に取り組みます。
- 消費者トラブルに関する迅速な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携して悪質な事業者名の公表などの指導を行います。

4 外国人市民への支援

- 多言語による生活情報の提供や、「やさしい日本語」の普及と活用を推進し、外国人市民へのコミュニケーション支援を行います。
- 外国人市民の就労支援をはじめ、教育、子育てなどの日常生活にかかる相談等の支援を行います。
- 外国人市民も参加できるイベントを企画・支援するなど、外国人市民が地域とかかわりを深め、地域社会の一員として活躍できる環境づくりに努めます。



行政の役割

- ◇ 専門機関との連携による相談体制の充実
- ◇ 誰もが入手しやすい情報環境の整備
- ◇ 自立した消費者を育成するための教育・啓発機会の充実と相談支援体制の強化
- ◇ 外国人市民に対する生活支援や地域とのコミュニケーション支援の実施



市民への期待

- ◇ 困ったときの相談先をあらかじめ把握しておき、一人で抱え込まずに相談する
- ◇ 日頃から暮らしの情報に目を向ける
- ◇ 悪質商法などの被害にあわないように注意する
- ◇ 地域の外国人と交流する機会を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成34年度 (2022年度)
相談の機会が充実していると感じている市民の割合	51.1% (平成23年度)	50.2% (平成28年度)	60%
生活困窮者の新規相談受付件数	—	1,140件 (平成28年度)	1,500件

市が行っている様々な相談の充実度をはかる指標です。5年後には5人に3人の方が充実していると感じていることを目標とします。

生活に困窮している方の支援の窓口となる相談の度合いをはかる指標です。今後5か年で1,500件の相談受付を目指します。

社会保障制度の適正な運用

目指す姿

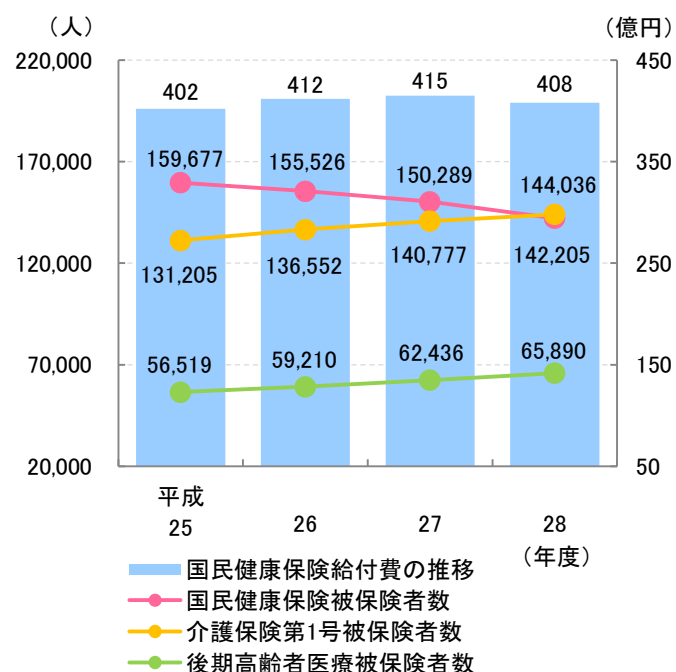
社会保障制度が理解され、健全に運営されることにより、市民が安心して暮らしています。

現状・課題

- 介護保険については、高齢化に伴う給付費の増大などにより、保険料と市財政への負担が増加しています。制度の安定性・持続可能性を確保するため、必要なサービスはしっかりと確保しつつ、サービスの適正化・重点化の推進が必要です。
- 国民健康保険については、年齢構成が高いことや医療の高度化により、医療費に見合う保険料収入の確保が難しく、厳しい事業運営となっています。給付と負担のバランスを保った健全な事業運営を目指し、国民健康保険制度が新制度へ移行しました。
- 国民年金は、国の事業運営に対し、市が被保険者の身近な窓口として、各種手続きを受付けています。制度が専門的で複雑であるため、利用者にとってわかりにくくなっています。
- 雇用・所得環境などの好循環により、生活保護の受給世帯数は、横ばいから減少しています。一方で、経済的自立に結びつく生活支援の対策強化は必要です。

データ

■各被保険者数と国民健康保険給付費



関連する個別計画・条例

高齢者計画・介護保険事業計画、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例、国民健康保険条例など

5 か年（平成25～29年度）の主な取組

- 介護サービスの適正化を推進
- ジェネリック医薬品の普及を促進
- 医療の適正化を推進（診療報酬明細を点検）
- 生活保護受給者の自立促進として就労支援員による就職支援を実施
- 生活保護受給者への金銭管理支援を開始



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 介護保険

- 財源の確保や収入率の向上に努めるとともに、事業者に対し適切な介護サービスの提供を指導するなど、健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。

2 高齢者の医療制度

- 国の制度の動向を見据えながら、高齢者の医療制度の健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。

3 国民健康保険

- 収入率の向上や、効果的な保健事業による健康増進をはかるなど、健全な事業運営に努めます。

4 国民年金

- 国による事業運営に対し協力・連携をはかるとともに、年金を受給する権利を確保できるよう制度の啓発に努めます。

5 生活保護

- 生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度を適正に運用します。
- 被保護世帯・被保護者が、生活を再構築するための経済的・社会的自立を支援します。



行政の役割

- ◇ 各種制度の健全な事業運営と啓発
- ◇ 生活保護制度の被保護世帯に対する自立支援



市民への期待

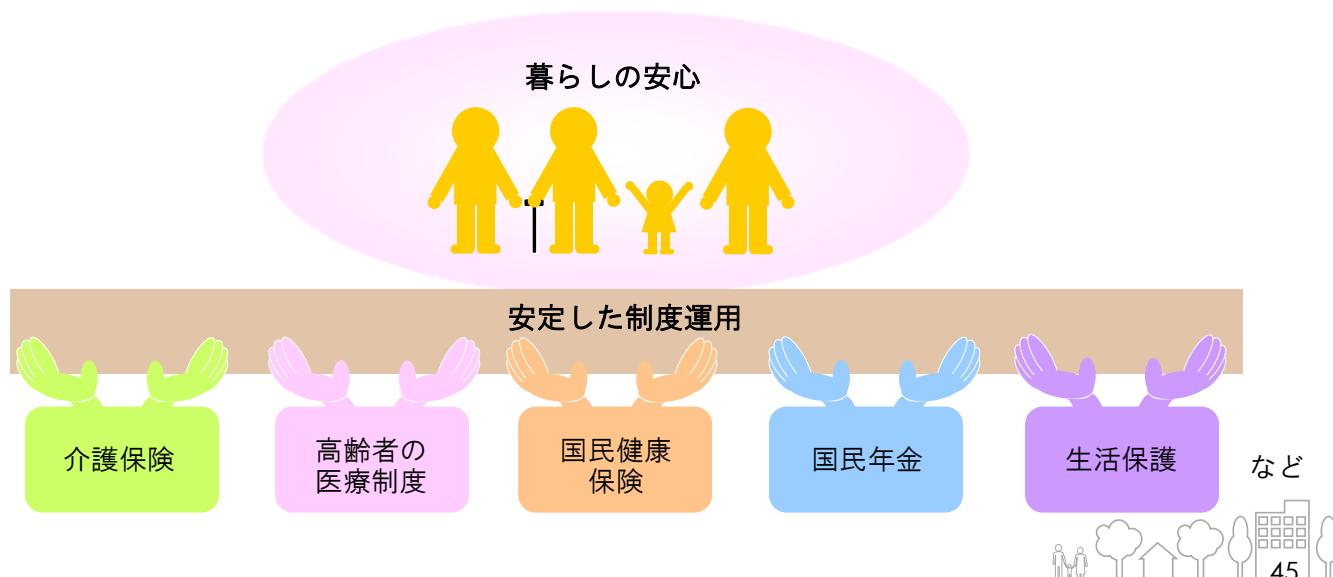
- ◇ 税や制度の仕組みに関心を持つ
- ◇ 日頃から健康管理による病気の予防に努める
- ◇ ジェネリック医薬品を利用する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
就労による保護廃止世帯数	—	149 世帯/年 (平成 28 年度)	150 世帯/年 を維持

生活困窮者の自立更生状況をはかる指標です。社会保障制度の理解度を高め、就労支援などにより保護廃止世帯数を増加させることを目指します。

社会保障の役割



人とひととが支えあう地域福祉の推進

目指す姿

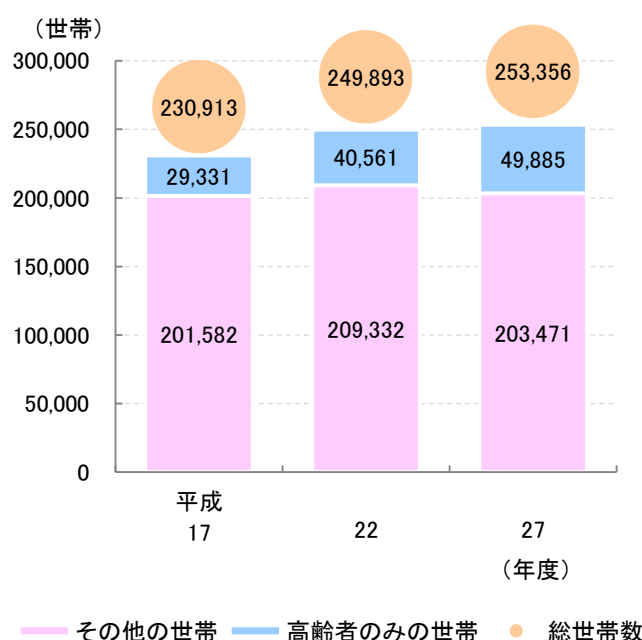
地域の幅広い世代の様々な人々が交流し、人とひととのつながりが育まれています。地域で支えあう地域福祉が浸透し、高齢者をはじめとした誰もが社会の一員として生き活きと安心して暮らしています。

現状・課題

- 核家族化や価値観の多様化などにより、家庭や地域で相互に支えあう意識が薄れるとともに、高齢者のみの世帯が増加しており、地域の人や場所を活用した支えあいの仕組みづくりが必要です。
- 地域福祉の輪を広げていくためには、これまでの交流機会の提供に加え、学生や留学生なども含めたより幅広い世代と地域住民が積極的に交流できる機会の提供が必要です。
- 地域福祉をさらに推進していくため、その担い手の一員として、民生委員・児童委員を増員してきました。しかし、民生委員・児童委員の高齢化やなり手の減少がすすんでいます。
- 高齢者が支える側となって様々な地域活動に参加し、生きがいを持って活躍できる環境づくりが必要です。

データ

■ 全世帯数のうちの高齢者のみの世帯数

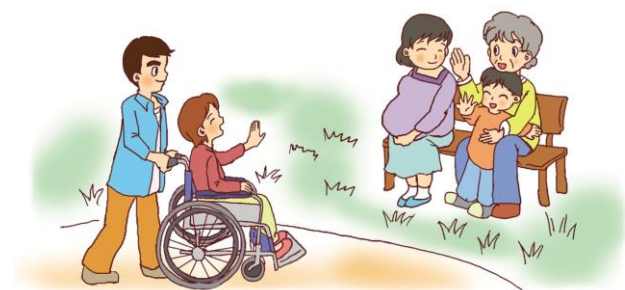


関連する個別計画・条例

地域福祉計画、
高齢者計画・介護保険事業計画 など

5 かん（平成 25～29 年度）の主な取組

- 地域福祉推進拠点を 4 か所整備
- 民生委員・児童委員定数の増員を実施
- ふれあい・いきいきサロンの活動費を助成
- シニアクラブの活動・運営費を助成
- 高齢者活動コーディネートセンター運営費を助成



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域で支えあう意識の醸成と参加のきっかけづくり

- 子どもから高齢者までの幅広い世代の様々な人々が地域で気軽に集える交流の場づくりや交流活動を支援します。
- 地域で支えあう地域福祉の大切さを社会に浸透させるための普及・啓発を行います。
- 学生や留学生も含めた様々な人々が地域で支えあう活動に気軽に参加できるよう、町会・自治会などによる地域活動や福祉に関する情報を提供します。

2 地域で支えあう人材の育成・支援

- 地域で支えあう活動の核となるコーディネーターや地域福祉の担い手を育成します。
- 地域で支えあう活動がより住民に理解され、地域福祉の担い手に過重な負担とならずに、活動が継続できるよう支援します。

3 地域で支えあう仕組みの充実

- 高齢者をはじめとしたあらゆる世代の人々が生きがいを持って社会参加し、地域において人とひととが支えあう地域福祉の仕組みを構築します。
- 高齢者が培ってきた知識・経験を活かして活躍でき、生きがいを持って生活できるよう支援します。
- 民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、事業者などの様々な地域福祉の担い手が連携しやすい環境を整えます。
- 様々な地域福祉のニーズに応えるため、支援を必要とする人と支援できる人とをつなげます。
- 学生や留学生も含めた様々な人々が、地域で支えあう活動に参加できるよう地域のボランティア活動を推進します。
- 福祉サービスの充実のため、事業者への検査・指導を行います。



行政の役割

- ◇ 地域で気軽に集える交流の場づくりや活動の支援
- ◇ 地域福祉の普及・啓発と活動に関する情報提供の充実
- ◇ 地域福祉を担う人材の育成・確保と継続的に活動できる支援
- ◇ 誰もが支えあう環境・仕組みの構築
- ◇ 地域のボランティア活動の推進



市民への期待

- ◇ 高齢者の知恵や経験を積極的に活用する
- ◇ 子どもや高齢者など困っている人がいたら声を掛け、見守る
- ◇ ボランティア活動に参加してみる
- ◇ 民生委員・児童委員の活動に関心を持つ

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
地域での交流や活動を通して生きがいを感じている高齢者の割合	43.3% (平成 23 年度)	46.9% (平成 28 年度)	60%
近所に相談相手がいる市民の割合	16.7% (平成 23 年度)	18.2% (平成 28 年度)	30%
高齢者ボランティア・ポイント制度登録者数	—	2,288 人 (平成 28 年度)	3,600 人

高齢者の地域での参加の度合いをはかる指標です。5年後には5人に3人の高齢者が生きがいを感じていることを目標とします。

互いに相談し合える近所でのつながりの度合いをはかる指標です。ともに支えあう地域福祉の推進により増加を目指します。

高齢者の生きがいにつながる活動の度合いをはかる指標です。今後5か年で1.5倍の増加を目指します。

※高齢者ボランティア・ポイント制度とは、元気な高齢者が、特別養護老人ホームや高齢者サロン、居宅等の高齢者を対象にボランティア活動を行い、その活動に応じてポイントを付与し、交付金などと交換する制度

障害者への支援

目指す姿

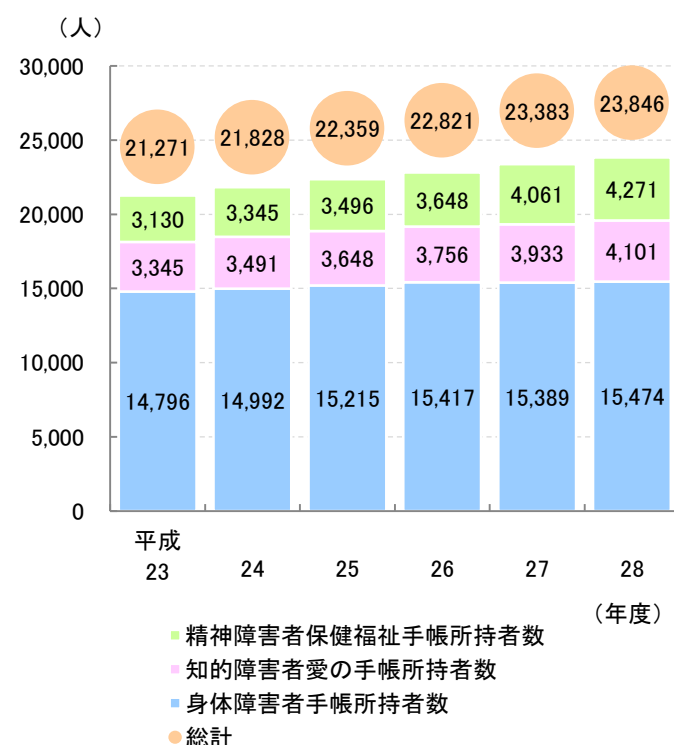
障害者とその家族を支援する体制が充実し、地域住民と障害者がともに支えあいながら住み慣れた地域で活き活きと暮らしています。

現状・課題

- 障害の内容や程度に加え、障害児の成長段階に応じた取組が必要です。
- 障害者に対する差別や偏見を解消するため、平成28年4月に「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を見直し、体制を強化しました。今後もさらにハード・ソフト両面のバリアフリーをすすめることが必要です。
- 障害者が病院や施設での生活から、地域で暮らし続けていくためには、一人ひとり異なる障害への理解や生活の状況にあわせた適切な支援が必要です。
- 障害者が社会の一員として活き活きと暮らしていくためには、適性や能力に応じた就労機会の確保や学習・交流活動への参加を促進することが必要です。
- 障害者虐待に関する通報件数は増加傾向にあり、その内容も深刻化しているため、早期の発見と、虐待を受けた障害者の保護や支援などの取組をすすめることが必要です。

データ

■ 障害種別ごとの障害者数



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 など

5か年(平成25～29年度)の主な取組

- 障害者地域自立支援協議会を運営
- 地域生活支援拠点事業を開始
- 障害者施設従事者向け虐待防止研修を実施
- 障害理解、啓発活動を実施

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 自立支援の充実

- 障害者が社会の一員として、安心して暮らし続けることができるよう相談支援体制を充実します。
- 障害児の成長段階に応じた継続的な支援ができる仕組みを充実します。
- 障害者の地域における自立生活を支援するため、ホームヘルプサービスなどの日常生活支援を行います。
- 障害者地域自立支援協議会などを通じて、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が連携し、障害者とその家族を支援する体制の充実に努めます。
- 「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」を広く周知し、障害への理解を深めるための取組をすすめます。あわせて、障害者の虐待防止への取組もすすめます。

2 社会参加の促進

- 障害のある人もない人も共に地域活動に参加できる環境づくりをすすめます。
- 関係機関と連携し、障害者の雇用機会の拡大と就労の定着に向けた取組を行います。
- 障害者の生涯学習・生涯スポーツの機会を促進するため、講座や講習についての情報提供を行うとともに、障害者が参加しやすい環境づくりをすすめます。



行政の役割

- ◇ 障害者やその家族の暮らしを支える相談支援体制の充実
- ◇ 障害者が地域で暮らせるための福祉サービスの充実と関係機関との連携による支援体制の強化
- ◇ 障害に対する正しい理解を深めるための啓発の推進
- ◇ 障害者が社会参加する機会の拡大



市民への期待

- ◇ 障害について理解を深め、少しでも障害者の気持ちに寄り添う
- ◇ 障害者が困っていたら声を掛ける
- ◇ 障害者と交流する機会を持つ
- ◇ 障害者の雇用促進と障害者が利用しやすい環境を整備する（事業者）

目標設定

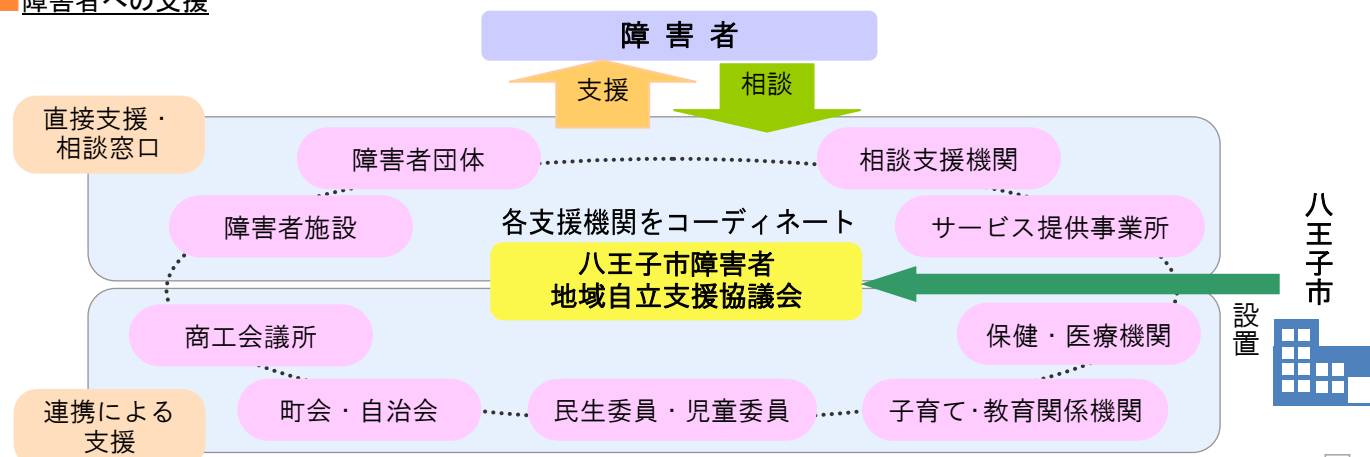
施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
障害者に対して理解や配慮をしている市民の割合	27% (平成 22 年度)	73.4% (平成 28 年度)	80%

障害者に対する理解の度合いをはかる指標です。5人に4人の方が理解や配慮をしていることを目標とします。

障害者が外出した際の満足度	69.6% (平成 23 年度)	71.4% (平成 28 年度)	80%
---------------	---------------------	---------------------	-----

障害者側から見た社会参加のしやすさをはかる指標です。障害者の5人に4人の方が満足していることを目標とします。

障害者への支援



高齢者への支援

目指す姿

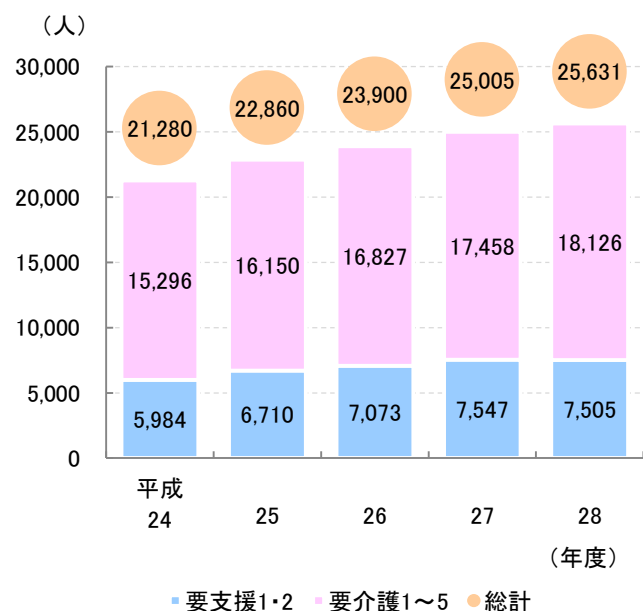
支援を必要とする高齢者とその家族が保健・医療・福祉などの関係機関の連携のもと、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けています。

現状・課題

- 平成 29 年 9 月の本市の高齢化率は 26.0% となっており、5 年前と比べ 4.1 ポイント上昇しています。また、平成 27 年の国勢調査によると一人暮らし高齢者の世帯は約 24,000 世帯となっており、5 年前と比べ約 1.2 倍増加しています。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、予防・介護・医療・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の強化が必要です。
- 在宅介護や公的サービスの利用についての相談など、高齢者の地域での生活を支援するため、高齢者あんしん相談センターの整備をすすめています。
- 老老介護などによる家族や介護者の過重負担や、社会から孤立した生活が孤独死につながるなどの問題が全国的に発生しています。また、高齢者への虐待も問題になっており、事案の早期発見に向けて、見守り活動などの地域の支援が必要です。
- 毎年、要支援や要介護状態の方が増加している中、健康な状態を維持するために、今後ますます介護予防への取組は重要となってきます。そのため、高齢者の健康維持活動を行う健康づくりサポーターなどの市民力の活用や、高齢者あんしん相談センターとの連携を軸とした身近な地域での事業展開が必要です。

データ

要支援・要介護認定者数



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、高齢者計画・介護保険事業計画、介護保険条例 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 高齢者あんしん相談センターを 2 か所整備し、17 か所に拡大
- 認知症初期集中支援事業を開始
- シルバー見守り相談室長房、シルバー見守り相談室中野、シルバーふらっと相談室松が谷を設置
- 介護人材の確保・定着・育成研修を実施
- 介護保険施設等の整備費を助成し、整備を促進

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域で自分らしく安心して暮らすための支援の充実

- 高齢者が健康に暮らせるよう、早い段階からの介護予防対策を引き続き充実します。
- 高齢者が在宅介護や公的サービスなどについて、身近なところで相談できる高齢者あんしん相談センターなどの相談機能や情報提供の充実に努めます。
- 高齢者が自分らしく安心して生活できるよう、高齢者の虐待防止と養護者に対する支援を推進します。

2 在宅・施設サービスの充実

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、高齢者あんしん相談センターを拠点として介護や医療などの様々なサービスが提供できる「地域包括ケアシステム」を強化します。
- 介護する家族のための相談機能や介護者同士の交流の機会を充実します。
- 特別養護老人ホームなどの介護保険関連施設について適正な配置に努めます。



行政の役割

- ◇ 介護予防対策の推進
- ◇ 高齢者あんしん相談センターの相談機能などの拡充
- ◇ 高齢者あんしん相談センターを拠点とした地域包括ケア体制の強化
- ◇ 介護者が交流できる機会の充実
- ◇ 介護保険外の自立支援に向けたサービスの充実



市民への期待

- ◇ 若いうちから介護予防のための健康管理に気を付ける
- ◇ 高齢者に思いやりを持って接する
- ◇ 介護者同士で交流を持つ
- ◇ 高齢者が利用しやすい環境を整える（事業者）

目標設定

施策に対する指標

介護保険サービス利用者の満足度

高齢者やその家族への支援の充実度をはかる指標です。85%以上の介護保険サービス利用者が満足していることを目標とします。

策定時の値	現状値	目標値
		平成 34 年 (2022 年度)
82.8% (平成 23 年度)	85.4% (平成 28 年度)	85%以上

高齢者あんしん相談センターの認知度

高齢者とその家族が必要な時にサービスを活用できる環境づくりの度合いをはかる指標です。高齢者の5人に4人の方が高齢者あんしん相談センターを知っていることを目標とします。

策定時の値	現状値	目標値
		平成 34 年 (2022 年度)
36.4% (平成 23 年度)	51.4% (平成 28 年度)	80%

高齢者あんしん相談センターに寄せられた相談件数

高齢者あんしん相談センターの利用状況をはかる指標です。高齢者の増加に伴い、5年後には10万件の相談を受けることを目標とします。

策定時の値	現状値	目標値
		平成 34 年 (2022 年度)
—	74,414 件 (平成 28 年度)	100,000 件

■ 地域包括ケアシステム イメージ



※ 高齢者あんしん相談センターとは、地域包括支援センターの愛称です。

健康の維持・増進

目指す姿

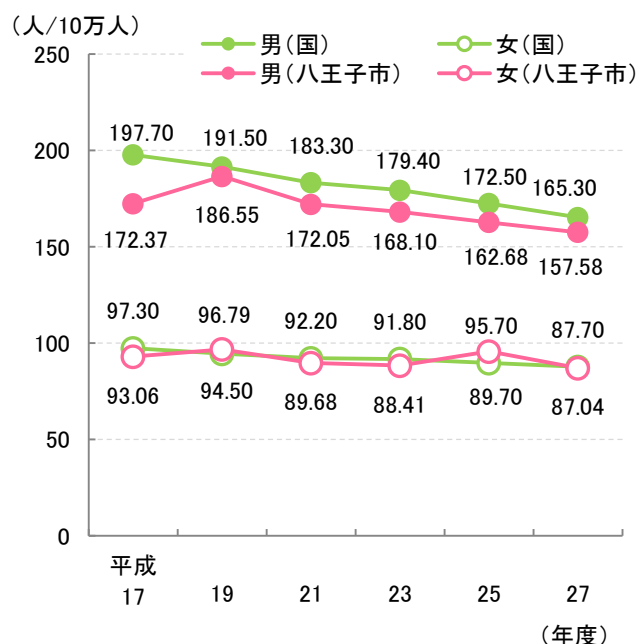
健康であることの大切さを誰もが意識し、子どもの頃から生涯を通じて自ら健康づくりに取り組むことで、健康で安心して暮らしています。

現状・課題

- 食生活やライフスタイルが多様化し、生活習慣病などが全国的に増加しています。そのため、市民一人ひとりが自ら健康づくりをしていけるよう、健康に関する正しい知識の普及・啓発と継続した健康づくりへの取組が必要です。
- 健康の維持や疾病の重症化を防ぐには、健診・検診の受診による疾病予防・早期発見・早期治療に努めることが重要です。受診率向上のために、通知や自動音声電話などによる様々な受診勧奨を実施しています。
- 平成 28 年度の受診率は特定健診が 43.9%、がん検診では最も受診者の多い大腸がんで 26.2%となっています。市民の健康増進につなげるために、特定健診、がん検診の受診率はもとより、精密検査の受診率を高め、がんをはじめとした疾病の早期発見、早期治療に結びつけることが重要です。
- 感染症による疾病の発症や重症化を防ぐため、定期予防接種の接種率を高める必要があります。
- 育児不安や困難な事情を抱える妊産婦の割合が増えており、児童虐待の発生予防や子どもの健全な発育・発達支援をはかることが必要です。

データ

■がん年齢調整死亡率



※がんは高齢になるほど死亡数が増加し、長寿命化が進むほど、死亡率が上昇する傾向にあります。がん年齢調整死亡率とは、年齢以外の要因による死亡率を過去と比較できるように調整したものです。

関連する個別計画・条例

保健医療計画、生涯学習プラン、子ども育成計画、がん対策推進計画、国民健康保険データ活用保健事業実施計画、食育推進計画、保健所条例 など

5 か年(平成 25～29 年度)の主な取組

- 大横保健福祉センターを整備
- 健康づくりサポーターを養成
- 成果報酬型官民連携モデル事業に基づく大腸がん検診等受診率向上事業を開始
- 八王子版ネウボラの取組を実施
- 八王子市妊娠・出産・子育て相談案内窓口（はちおうじっ子子育てはっとライン）を開設

施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 健康づくりの推進

- 市民・各種団体との連携により、健康についての正しい知識を学ぶ機会の充実やスポーツ・レクリエーションへの参加を促すなど、健康づくりの機会を充実します。
- 身近な地域での健康づくりを推進できる人材を育成します。
- 保健師、栄養士、歯科衛生士など多職種による専門知識に基づいた健康教育、健康相談の体制を充実します。
- 望ましい食生活や食に関する知識の普及・啓発、情報提供などの充実に努め、食育を推進します。

2 疾病予防対策の推進

- 生活習慣病のリスクを確認する健診をはじめ、がんによる死亡率減少に向けた正しい知識や一次予防（生活習慣の改善）、二次予防（検診による早期発見・早期治療）の重要性について啓発をすすめます。
- 健診・検診結果や診療・調剤報酬明細書などのデータを活用し、疾病の予防や重症化しないための効果的な取組を推進します。
- 市民の健康を守るため、予防接種の効果について周知・啓発を行います。
- 市民の健康寿命の延伸をはかるため、がん検診の受診率・精密検査受診率を高めます。

3 母子保健の充実

- 母子の健康増進及び児童虐待の発生予防をはかるため、行政・医療・関係機関などの連携を強化し、八王子版ネウボラ（安心して妊娠、出産、子育てができるように、切れ目なく支援する仕組み）の充実に努めます。
- 乳幼児健診等や心理相談の機会を通じ、発育・発達の遅れへの早期対応により、適切な支援や早期療育につなげます。



行政の役割

- ◇ 自主的な健康づくりの推進
- ◇ 健康相談体制の確立
- ◇ 食生活や食に関する情報提供や啓発の推進
- ◇ 健診・検診の重要性の啓発と受診促進
- ◇ 妊産婦や乳幼児に対する支援体制の充実



市民への期待

- ◇ 自分の健康は自ら守るという意識を持つ
- ◇ 規則正しい食生活や生活習慣、適度な運動を心掛ける
- ◇ 定期的に健診・検診を受ける
- ◇ 育児不安は早めに相談する

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
健康維持・増進を心掛けている市民の割合	85.5% (平成 23 年度)	87.7% (平成 28 年度)	95%
健康維持・増進への市民自らの取組の度合いをはかる指標です。5 年後には大多数の市民が自分の健康を意識して行動していることを目標とします。			
特定健康診査受診率	45.9% (平成 23 年度)	43.9% (平成 28 年度)	60%以上
健康維持・増進に対する市の取組の度合いをはかる指標です。40 歳以上の国民健康保険加入者の健康診査受診割合を、5 年後には国の目標値 60%を超えることを目標とします。			
健康づくりサポーター登録者数	—	64 名 (平成 28 年度)	120 名
地域における健康づくりを推進する人材の育成度合いをはかる指標です。今後 5 か年で健康づくりサポーターの倍増を目指します。			
妊婦面談率	—	66.1% (平成 28 年度)	100%
母子の健全育成につながる取組の度合いをはかる指標です。5 年後には全ての妊婦の方が面談を受けることを目標とします。			

保健衛生の充実

目指す姿

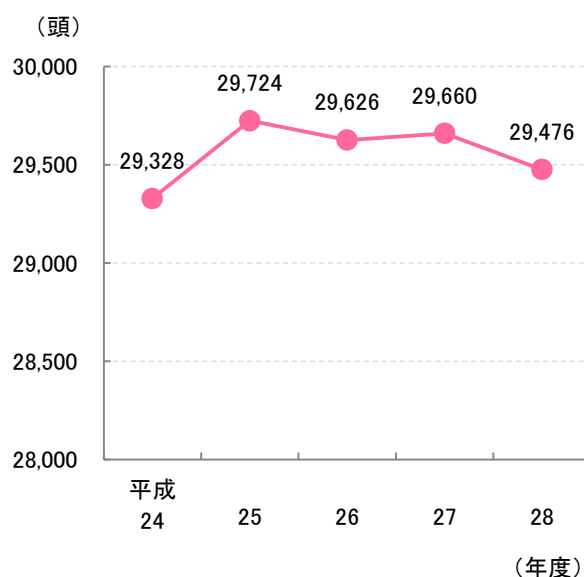
地域に密着した保健サービスが提供され、専門性の高い保健対策や公衆衛生の向上がはかられることで、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- HIV/エイズ・結核・新型インフルエンザなど様々な感染症への対策が必要です。
- 自殺者の数は年々減少傾向にあるものの、引き続き、経済的な理由や対人関係・健康の不安など、様々な要因により心を病む人への対策が必要です。
- 難病患者の療養を支援するとともに、精神的な負担を軽減する対策が必要です。
- 食中毒や感染症の対策など、身近なところでより専門的な保健衛生サービスを提供しています。
- 犬や猫などのペットを多くの人が飼育しています。適正飼養が求められる一方で、飼い主の不注意による犬の逸走や散歩中におけるふん尿の放置、猫への無責任な餌やりなど苦情が発生しています。また、市が保護した犬、猫を収容し管理する施設が必要です。

データ

犬の登録数



関連する個別計画・条例

保健医療計画、食品衛生監視指導計画、
新型インフルエンザ等対策行動計画、保健所条例、
動物の愛護及び管理に関する条例 など

5 か年(平成 25～29 年度)の主な取組

- 結核患者への療養支援を実施
- HIV・性感染症検査(無料・匿名)を実施
- 市内精神科病院と連携した精神障害者への早期訪問支援を実施
- うつ・自殺対策としてゲートキーパー講習会やこころの健康づくり講演会を実施
- 愛犬手帳を作成



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 専門性の高い保健対策の推進

- H I V / エイズの啓発・検査・相談や結核などの感染症予防と早期発見・感染拡大防止のための周知や予防教育などの取組を充実します。
- 新型インフルエンザなど感染症による健康危機管理への迅速な対応を行います。
- 精神保健に関する対策や自殺対策に関する計画を策定し、総合的な対策をすすめます。
- 難病などの患者・家族の交流をはかるとともに、相談体制や支援を充実します。

2 生活衛生の充実

- 食品・医事・薬事について、市民の安全を確保し、健康被害を防ぐための監視・指導・検査などを行うとともに各種相談・啓発を行います。
- 理容所・美容所・旅館業・公衆浴場などに対する監視・指導・検査や、飲み水としている井戸水などに関する各種相談・啓発を行うことで、環境衛生の向上に努めます。
- 動物愛護精神の高揚と犬や猫などの正しい飼い方の啓発を推進します。

3 保健行政の推進

- 保健福祉センターを地域拠点とし、保健所が中核的機能を担うことにより地域に密着した保健行政を推進するとともに、地域医療との連携を強化します。



行政の役割

- ◇ 感染症の予防や拡大防止対策の充実
- ◇ 精神保健対策の推進
- ◇ 難病患者やその家族に対する相談体制や支援の充実
- ◇ 生活衛生の向上に向けた啓発・検査などの実施
- ◇ 保健行政と地域医療の連携強化



市民への期待

- ◇ 早めの受診などの感染症への対応を行う
- ◇ 心の健康を保つため、早めの相談を心掛ける
- ◇ 食中毒防止のため家庭での衛生状態に気を配る
- ◇ 愛情を持ってペットを最期まで飼育する

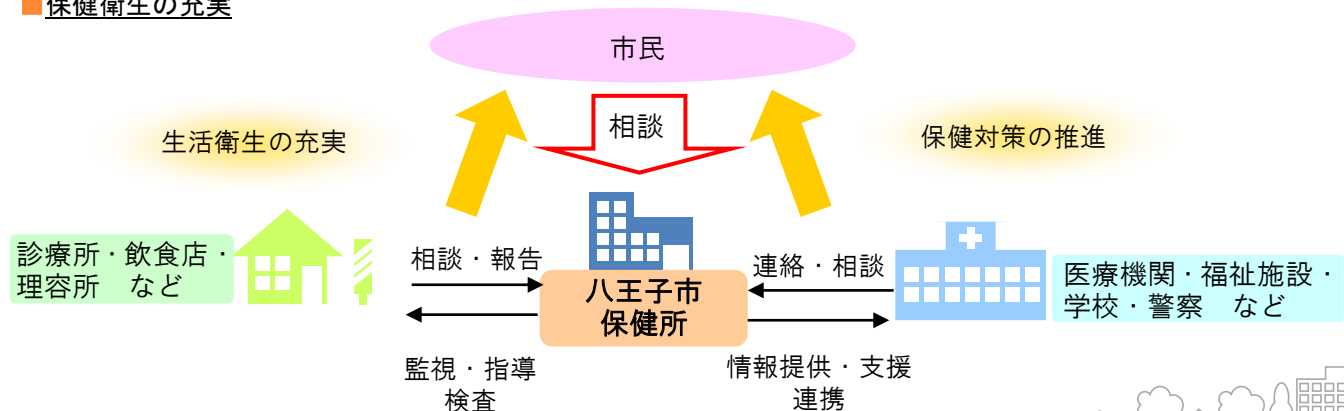
目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
結核罹患率	16.2 人/ 10 万人・年 (平成 23 年度)	10.2 人/ 10 万人・年 (平成 28 年度)	9.9 人/ 10 万人・年
食中毒発生件数	3 件/年 (平成 23 年度)	6 件/年 (平成 28 年度)	0 件/年

保健対策の推進の度合いをはかる指標です。1 年間に新規登録された人口 10 万人に対する結核患者数であり、結核のまん延状況を表す基本的な数値です。国の目標値を参考に減少を目指します。

生活衛生の充実度をはかる指標です。飲食店や家庭などで発生した食中毒の件数を今後 5 年間で 0 件とすることを目標とします。

■保健衛生の充実



地域医療の充実

目指す姿

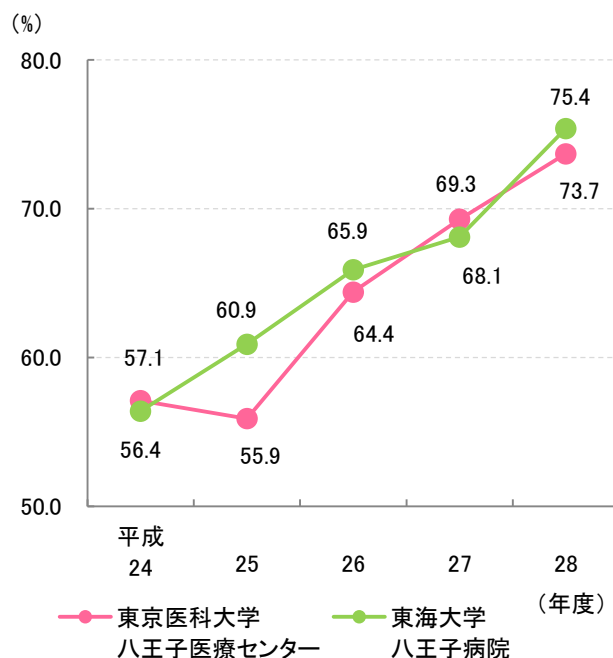
ライフステージごとの必要な医療サービスと医療・介護・リハビリの一貫した体制が整い、医療への不安が解消され、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 地域医療全体が効率よく十分に機能を発揮するため、初期医療を担うかかりつけ医や、救急医療を担う救急病院、高度医療を担う中核病院などが役割を分担し、医療の連携をすすめています。
- 介護や療養が必要となっても住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせることが求められています。
- 高度医療や緊急を要する患者へ迅速な対応ができるよう、中核病院の適正利用についての啓発が必要です。
- 退院後もリハビリを要する人の社会生活への早期復帰を実現するためには、入院中からの適切な引継ぎや在宅医療を支える体制整備が必要です。

データ

■中核病院におけるかかりつけ医からの紹介者の受入れ率

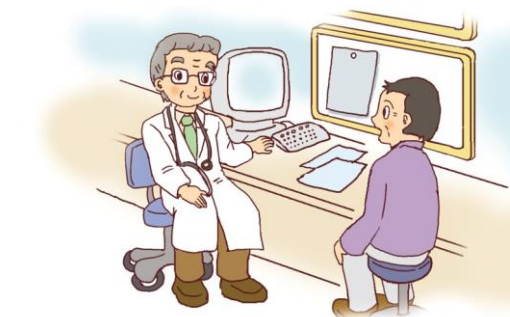


関連する個別計画・条例

保健医療計画、地域福祉計画 など

5 か年（平成 25～29 年度）の主な取組

- 医療機関ガイドを配布
- 八王子市立看護専門学校生に在学費の一部を助成
- 医療連携推進懇談会を開催
- 在宅医療相談窓口を運営



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 地域医療体制の充実

- 市民に必要な医療情報の提供や医療相談の体制を整えます。
- 高度医療や専門医療の充実、看護人材の育成など、地域医療の向上に向けた取組を行います。
- 地域の各医療機関がその機能を最大限に活かせるよう役割を明確化し、連携を強化することにより、市民が迅速かつ効果的な医療を受けられる取組をすすめていきます。
- かかりつけ医を持つことの意義を周知し、普及・定着につなげます。

2 救急医療の充実

- 救急相談ダイヤルの周知など、適切な救急医療の受診のための啓発を行います。
- 夜間・休日における適切な救急医療サービスを実現するため、各医療機関との連携体制を強化します。

3 在宅医療と介護の連携

- 在宅での医療・介護を希望する市民が適切なサービスを受けられるよう、在宅医療の充実に努めるとともに、介護との連携を推進します。
- 退院後の生活を支援するため、在宅復帰に向けたリハビリ体制などの充実に努めます。



行政の役割

- ◇ 医療に関する情報の提供と相談体制の整備
- ◇ 専門医療の充実と医療機関の連携促進
- ◇ 在宅医療・リハビリ体制の充実



市民への期待

- ◇ 身近なかかりつけ医を持つ
- ◇ 救急車の適正利用の知識を得る
- ◇ 高齢者救急医療情報用紙を活用する
- ◇ 信頼する医師のもと、主体性を持って治療に臨む

目標設定

施策に対する指標	策定時の値	現状値	目標値
			平成 34 年度 (2022 年度)
かかりつけ医を決めている市民の割合	75.3% (平成 23 年度)	82.6% (平成 28 年度)	85%
中核病院新規外来患者数における紹介率	—	74.6% (平成 28 年度)	80%

医療連携の推進の度合いをはかる指標です。日常的な受診の有無にかかわらず、かかりつけ医を決めている市民の増加を目指します。

地域医療全体が効率よく十分に機能を発揮できる体制が構築されているかをはかる指標です。8割の市民が身近な診療所で受診したのちに専門的な中核病院を受診していることを目指します。

■ 地域医療の連携体制

